## *TOKYO* MAIL NEWS No. 065





WEBSITE

東京都労働委員会に「あっせん申請」が受 されてから、まもなく1ヶ月が経過しますか 一向に労働委員会からの連絡がありません 会社は早期にあっせんに「応じる」か「応

2024年9月2日

東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部 常務執行役員 首都圈本部長 小 川 治 彦

JR東日本輸送サービス労働組合東京地方本部

執行委員長 中山貴宏

通知書

IR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年4月24日に提案された 「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」に基づき、2024年10月 発足予定である上野統括センター・東京統括センター・中野統括センター・池袋統括センタ ーに関わる東地申第62号から東地申第65号の解明申し入れを提出し、2024年7月 11日及び12日に首都圏本部と団体交渉を開催しました。しかし、団体交渉の議論におい て首都圏本部からの回答の多くは「ワーキンググループで検討中である」として、統括セン ター発足後の具体的な働き方や労働環境が変化することが示されず、私たちが求めた申し 入れの内容に対して理解・納得感のある回答が示されなかった為、東地申62号から東地申 65号における団体交渉は不誠実交渉であることを通告せざるを得ない事態となりました。 団体交渉において信義誠実の原則に基づき誠実交渉義務を履行することは労使議論の根底 をなすものであり、IR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年7月15 日開催「第6回地本大会」での討議を経て、「東地申第1号 施策を通じた労使議論の否定 を直ちに改め、誠実交渉義務の履行を求める緊急申し入れ | を2024年7月16日に提出 し2024年8月1日に首都圏本部と団体交渉を行いました。しかし、東地申第1号の団体 交渉においても首都圏本部の労使議論に臨む姿勢は、誠実交渉義務を履行するどころか、 「ワーキンググループは始まったばかりであり検討しようとしている」「団体交渉開催時点 でワーキンググループでは検討中である為、事実をその通り伝えた」と回答し、施策を提案 した首都圏本部が説明責任を果たさないどころか、「ワーキンググループで決まったことや 労働条件が変わるもの等、会社が必要であると判断すれば提案を行う」と労使議論を実質的 に否定する回答が示されたため、東地申第1号においても不誠実交渉であり不当労働行為

であると同時に、一刻も早く労使議論における誠実交渉義務の履行を求める為に、労使間の 取り扱いに関わる協約第69号に基づき第三者機関を活用することを通告しました。

IR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部は、2024年8月2日に東京都労働委員 会へあっせんを申請しておりますが、2024年9月1日現在においても東京都労働委員 会より首都圏本部からの回答があった旨の連絡はありません。IR 東日本輸送サービス労働 組合東京地方本部は首都圏本部に対して、東地申第1号交渉の主旨や東京都労働委員会へ あっせん申請を行っている事態は、団体交渉における信義誠実の原則に基づき誠実交渉義 務を履行することは労使議論の根底をなすものであり、東地申第62号から東地申第65 号の議論内容に限った内容ではないこと。首都圏本部の団体交渉へ臨む姿勢に改善が見ら れないため、労使紛争状態の解消が最優先課題であり他の団体交渉の開催に至らないこと を繰り返しお伝えしております。したがいまして、首都圏本部へ下記の通り求めますので誠 実にかつ早急に対応することを要請します。

1. 2024年9月5日までにあっせんについて受けるか受けないかの判断を行い東京都 労働委員会へ回答すること。

以上